

役員報酬及び退職金等に関する規程

平成3年6月1日制定

平成20年5月26日改正

平成22年6月18日改正

(総則)

第1条 社団法人産業と環境の会(以下「産環会」という。)の業務の執行に当たる役員(以下、「常勤役員」という。)の報酬、退職金及び定年については、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 常勤役員には、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、理事会の同意を得て、会長がこれを定める。

(報酬の支給日及び支払方法)

第3条 報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が就業規則第11条に定める休日(以下、「休日」という。)に当たるときは、支給日の前において、支給日に最も近い休日でない日とする。

2 前項の支給日に支給する報酬は、役員報酬及び退職金等に関する規程細則の役員年俸から決定された額を12で除した額とする。

3 報酬は、法令に基づきその報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で、常勤役員に支払うものとする。ただし、常勤役員の申し出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(日割計算)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務1日当たりの報酬額を日割り計算によって支給する。

(1) 新たに報酬を受けることになり又は報酬の額に変更があった場合

(2) 常勤役員が退職し又は死亡した場合

2 前項に規定する勤務1日当たり報酬の額は、報酬の額を当該月における休日以外の日数で除した額とする。

(端数の処理)

第5条 前条第2項の規程による報酬の計算において、当該額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、1円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

(定年)

第6条 常勤役員の定年は、次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 常勤役員の定年は、65歳までとする。ただし、特別な事情があるときには、理事会の同意を得て、総会の承認により70歳に達するまで在任することができる。

(退職金)

第7条 常勤役員が退職又は死亡したときは、退職金を支給する。

- 2 前項の退職金の額は、理事会の同意を得て、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、制定の日から施行する。

附則

この改正規程は、平成22年5月31日から適用する。

役員報酬及び退職金等に関する規程細則

平成3年6月1日制定

平成18年10月16日改正

平成20年5月26日改正

平成22年6月18日改正

(報酬の額)

第1条 役員報酬及び退職金等に関する規程第2条第2項に定める報酬の額は、下記の表によるものとする。

| 役員年俸 |
|-------------|
| 12,000,000円 |
| 11,400,000円 |
| 10,800,000円 |
| 10,200,000円 |
| 9,600,000円 |
| 9,000,000円 |
| 8,400,000円 |
| 7,800,000円 |
| 7,200,000円 |
| 6,600,000円 |
| 6,000,000円 |

通勤手当以外の手当は支給しない。

2 「給与及び退職金支給規定」第11条は、常勤役員の通勤手当について準用する。

(退職手当の支給対象)

第2条 常勤役員が退任又は退職したときはその者とし、常勤役員が死亡したときはその遺族とする。なお、遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条の規定を準用する。また、遺族が退職手当を受けようとするときは、戸籍謄本及び住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(退職金の支給制限)

第4条 常勤役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職金の全部又は一部を支給しない。

- (1) 定款第15条第1項に該当した場合
- (2) 禁固刑以上の刑に処せられた場合

(退職金の額)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在任又は在職期間の計算は、常勤役員として選任又は採用された日の属する月から、退任、退職又は死亡した日の属する月までの月数によるものとする。

- 2 退職手当の額は、役員等として在任した期間(通算月数)に退任(死亡)したときの役員年俸を12で除した額に100分の12.5以下の範囲内で会長の定める割合を乗じて得られる額とする。
- 3 退職手当の支給時期は、特別な事情のある場合を除き、原則として支給事由の発生した日から3月以内とする。

附 則

この規程細則は、制定の日から施行・適用する。

附則

この改正規程細則は、平成22年5月31日から適用する。